

検定審や教科書会社などに訂正を要望 笠浩史・文科政務官の賛意を得て送達

本誌編集部



教科書台列中版圖 日宮城縣議會要求更正

台湾で最大部数を誇る「自由時報」でも、小田村会長が笠文科政務官に「再訂正要望書」などを手渡したことが報道された(2010年12月18日付)

前号で、笠浩史^{りゅうひろふみ}・文部科学政務官に署名を手渡したことをお伝えしたが、十二月十七日、小田村四郎会長は文科省に笠政務官を訪ねて面談、追加署名と高木大臣宛の「再訂正要望書」を手渡した。この折、小田村会長が「教科用図書検定調査審議会や教科書会社に訂正要望を出すのはどうか」と水を向けると、笠政務官も賛意を表された。そこで本会は十二月二十日、教科用図書検定調査審議会、地図帳担当の同会地理小委員会、帝国書院、東京書籍に「要望書」を送達した。ここに、東京書籍の誤記は帝国書院の誤記を含んでいるので、東京書籍宛の「要望書」を紹介したい。なお、紙面の都合で割愛した箇所もあることをお断りする。

中学校社会科地図帳の誤記訂正に関する要望書

私ども日本李登輝友の会は、文化交流を主とした日本と台湾の新しい関係を構築することを目的として活動している民

間団体です。数年前から、中学校の社会科地図帳や百科事典などで台湾を中国領としたり、日本が台湾を中国に返還したというような見過ごしがない誤記を訂正する活動を展開しています。

先般七月二十一日、川端達夫^{かわはただらうお}・前文部科学大臣宛に、帝国書院『新編中学校社会科地図初訂版』と東京書籍『新編新しい社会科地図』の誤記を具体的に指摘した「中学校社会科地図帳の記述内容に関する訂正要望書」を呈しました。

すでに平成十七年十月に笠浩史・衆議院議員が今般の私どもの「訂正要望書」とほぼ同じ内容の「質問主意書」を提出したことはご存じの通りですが、本年七月三十日、大江康弘・参議院議員がやはり「質問主意書」を提出し、「検定に合格した地図帳において、台湾を『中国へ返還』と表記していることについて、日本は一九四五年に台湾を中国に返還した事実はあるのか」と質しています。

また本会は、この問題を広く国民に訴えるべく署名活動を展開、短期間ながら二万三千七十五人の方からご賛同いただきました。さらに、宮城県議会では十二月十六日、賛成多数で「国においては、教科書発行者に対し、歴史的事実関係と中国及び台湾の実態に即した適切な記述に是正するために必要な措置を講ずるよう、強く要望する」という「意見書」を採択しています。

そして、このような国民の声を政府に届けるべく、十二月十七日には笠浩史・文部科学政務官と面談、署名を手渡すとともに高木義明・文部科学大臣宛の「再訂正要望書」を手渡しました。

因みに、中学校社会科地図帳の誤記問題は、すでに本年五月十九日に開かれた衆議院外務委員会においても取り上げられています。(略)

中学校社会科地図帳において台湾を中国の領土と表記することは、日本政府の見解にも悖る誤った記述であることは明々白々のことであり、早急に訂正されなければならないのです。台湾を中国領土とするのは、台湾侵略を正当化するための中国の政治宣伝であり、日本政府の見解にも合致せず、中国が台湾を統治していない現実に照らせば、中学校社会科地図帳の台湾に関する記述が誤りであることは明白です。

本年度は中学校教科書の検定年であり、現在、検定作業が

終盤を迎えていることに鑑み、以下に御社発行『新編新しい社会科地図』のどこが誤記なのかを指摘し、近い将来、日本と外国との国際交流を担う中学生に台湾に関する正しい知識を伝えるべく、本年度検定において本会の指摘に基づいた正しい内容の教科書づくりに邁進されるよう強く要望します。

【誤記】

一二頁、一四頁の地図のなかで、台湾と中華人民共和国の間に国境線が引かれておらず、台湾の太平洋側に国境線を引いて、台湾が中華人民共和国の領土に組み込まれた表記をしています。

周知のように、我が国は、昭和二十七年（一九五二年）四月発効のサンフランシスコ平和条約において台湾に関する主権を放棄しました。しかし、その後、台湾がどの国家に帰属するかについては一切取り極められていません。

また、昭和四十七年（一九七二年）九月の「日中共同声明」において、中華人民共和国政府は「台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する」とする一方で、日本国政府は「この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重」とし、台湾が中華人民共和国の領土であるとは承認していません。アメリカやイギリスも、台湾を自国領とする中華人民共和国の主張をアキノレッジ（認識する）という立場で、決して承認はしていません。

そもそも我が国は、サンフランシスコ平和条約において台湾に対する領土的処分権を喪失しているため、台湾を中華人民共和国の領土と承認する権限はなく、そのため「台湾の領土的な位置付けに関して独自の認定を行う立場にない」というのが政府の公式見解です。

したがって、台湾を中華人民共和国の領土とすることは日本政府の見解に悖る表記であり、現に中華人民共和国が台湾を領有している事実がないことに照らせば、地図帳のように台湾を中華人民共和国の領土とすることは誤りです。

【誤記2】

一二頁の図版「アジア各国の独立」の中で、日本の領土だった台湾について「1945 中国へ返還」と表記していません。しかし、日本が一九四五年に中国へ台湾を返還していたら、どうしてその後のサンフランシスコ平和条約で台湾を放棄できるのでしょうか。平和条約締結の時点まで、法的に台湾が日本の領土と国際的に認められていたからこそ「放棄」が成立するのであり、「返還」した領土を「放棄」することはあり得ませんので、これも明白な誤りです。

また、四七頁の「国土の変化」では、「1951年9月サンフランシスコ平和条約による『日本が放棄した地域』として朝鮮半島や台湾が黄土色で描かれています。しかし、同時に「台湾 中国へ返す」とも表記されています。これでは台湾

は「日本が放棄した地域」なのか「中国へ返」したのか、判然としません。この表記も、日本は台湾を中国へ返還した歴史事実がない以上、「日本が放棄した地域」のみの表記で十分で、「台湾 中国へ返す」という表記は重大な誤りです。

【誤記3】

一四頁の図版「中国の行政区分」で、台湾が中国の領土として表記され、これは中華人民共和国発行の「中華人民共和国行政区画簡冊 一九九九年版」に掲出された行政区分を転載したと出典名が付されています。

しかし、これは台湾を中華人民共和国の領土と承認していない日本政府の見解に悖る表記であり、台湾は中華人民共和国の領土でない以上、台湾を自国領と主張する中華人民共和国が発行する書籍に掲載された図版を日本の中学生が学ぶ地図帳に転載して使用することは、誤った認識を与えますので、このような安易な資料の転載は検定で極力制限すべきです。

【誤記4】

一五頁から一六頁の「中国の主題図」における「①中国の地形」をはじめとする九つの中国地図は、いずれも台湾を中国の領土として描き、『中華人民共和国地図集』など中華人民共和国が発行した資料を基に作成しているようです。

しかし、これもまた「誤記3」で指摘したように、台湾を

中華人民共和国の領土と承認していない日本政府の見解に悖る表記であり、台湾は中華人民共和国の領土でない以上、台湾を自国領と主張する中華人民共和国が発行する書籍に掲載された図版を日本の中学生が学ぶ地図帳に転載して使用することは、誤った認識を与えますので、このような資料の使用は検定で極力制限すべきです。

【誤記5】

一二五頁の「⑬世界の国の人口、文化、産業、日本との貿易(1)」において、二十七番目に中華人民共和国の統計が出ていて、国土面積を九六〇(万k㎡)と表記しています。

しかし、帝国書院の中学校地図帳の昭和三十八年版では中華人民共和国と中華民国を共に国名とした上で、中華人民共和国の面積を九五六一(千k㎡)、中華民国の面積を三六(千k㎡)と表記し、同四十七年版では中華民国は島名として台湾とした上で、中華人民共和国の面積を九五六一(千k㎡)、台湾の面積を三六(千k㎡)と表記しています。そして、昭和五十六年版では中華人民共和国の面積を九五九七(千k㎡)と表記し、「中華人民共和国の人口・面積・人口密度には台湾を含む」と注釈を付しています。

つまり、中華人民共和国が昭和五十六年までに台湾の国土面積に匹敵する領土を獲得した事実はない以上、現在の九六〇(万k㎡)という表記に台湾の面積が含まれているこ

とは明らかであり、台湾を中華人民共和国の領土の一部と表記していることになりました。しかし、台湾が中華人民共和国の領土でない以上これも誤りであり、正確に「九五六(万k㎡)」と表記すべきです。

【誤記6】

一二七頁の「世界の大都市の人口」において、中華人民共和国の都市名として「タイペイ(台北)(台湾)(1999年)」と表記しています。これは明らかに台北市を中華人民共和国の都市名の一つとしていますので、重大な誤りです。

【誤記7】

裏表紙に中華人民共和国の地図が黄土色で描かれ、この地図には台湾も同じ黄土色で描いていて、台湾を中華人民共和国の領土としていますので、これも誤りです。

御社にはこの訂正要望書への誠意ある回答を求めます。回答は書面にて速やかにお送りいただくようお願いいたします。

平成二十二年十二月二十日

日本李登輝友の会

会長 小田村四郎

東京書籍株式会社

代表取締役社長 川畑慈範殿